

ひとり親家庭等医療支給制度の所得制限限度が緩和されます

令和 6 年 11 月 1 日より、飯塚市ひとり親家庭等医療の所得制限限度額が改正されます。

令和 6 年度の所得金額(令和 5 年分の所得)が改正後の限度額未満の場合は、新規申請により令和 6 年 11 月 1 日以降のひとり親家庭等医療証が発行できます。

○改正時期

令和 6 年 11 月 1 日から

○所得制限限度額

(円)

	扶養親族等の数	0 人	1 人	2 人	3 人	以降 1 人につき 加算
改正後(新)	本人	2,080,000	2,460,000	2,840,000	3,220,000	380,000
	扶養義務者	改 正 な し				
改正前(旧) (令和 6 年 10 月 31 日まで)	本人	1,920,000	2,300,000	2,680,000	3,060,000	380,000
	扶養義務者	2,360,000	2,740,000	3,120,000	3,500,000	380,000

所得の関係でこれまで申請されていない方も、前年所得が改正後の限度額未満の場合は新規申請手続きにより医療証が発行できる可能性があります。